

第8回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年2月9日（金）午前10時～
2. 開催場所 南阿蘇村 旧久木野庁舎 （第一会議室）
3. 出席委員 19名
欠席委員 0名
4. 議事日程 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法許可申請について
5. 事務局職員
事務局長 江藤 誠喜
係長 後藤 行志
主査 長野 リエ

6. 会議の概要

発言者	内容
事務局長	挨拶（総会成立宣言）
会長	挨拶 只今から平成29年度第8回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に16番 藤原 政信委員、17番 長野 美千代委員を指名します。 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。 事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 以上4件、ご審議方よろしくお願ひいたします。
会長	地元委員の説明に移りますが、1番が議席■■■番の委員関係の案件になっておりますので、南阿蘇村農業委員会会議規則第10条の規定により議事に参与することができません。■■■番委員には1番審議終了まで議場からの退室をお願いします。
会長	それでは1番について地元委員の説明をお願いします。
16番	議案第1号1番について16番が説明いたします。譲渡人、譲受人は親子関係でございます。贈与の申請となっております。よろしくお願ひいたします。

<p>会長</p>	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>議案第1号1番の、農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>会長</p>	<p>全員賛成と認め、議案第1号1番は原案どおり可決します。</p>
<p>会長</p>	<p>つづきまして、2番から4番について地元委員の説明をお願いします。</p>
<p>6番</p>	<p>それでは2番につづきまして6番が説明致します。申請人、申請土地につづきましては議案書記載のとおりでございます。面積は少のうございますが譲受人の方の方に、相手方の土地が今までずっといびつに入り込んできておりましたので、非常に進入路に困っておりました。そこで今回売買が成立して、進入路確保のために購入して入口等にあてたいということでございますので、何ら問題はないと思われまますのでご審議方よろしくお願いいいたします。</p>
<p>12番</p>	<p>3番につづきまして12番が説明します。譲受人、譲渡人の中で所有権移転売買の申請があがっております。面積も少なくありまして、どういうことかと申しますと、今度県道拡張に伴いまして、譲受人の土地が減りまして家庭菜園等をしていた土地も無くなりました。この土地が宅地の裏の方に細長く入り込んだ土地でありまして、そこをわけてもらって自家菜園をしたいということで両者の間で売買が成立しております。ご審議方よろしくお願いいいたします。</p>
<p>17番</p>	<p>議案第1号4番について17番が説明致します。譲渡人、譲受人並びに申請地は議案書記載のとおりです。このたび譲渡人、譲受人は親子関係にあり贈与申請されております。ご審議方よろしくお願いいいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>では採決に移ります。議案第1号2番から4番の、農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>会長</p>	<p>全員賛成と認め、議案第1号2番から4番は原案どおり可決します。</p>
<p>会長</p>	<p>つづきまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>

<p>事務局</p> <p>会長</p> <p>16番</p> <p>19番</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p>	<p>別添議案書を基に朗読 以上3件、ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>では地元委員の説明をお願いします。</p> <p>議案第2号1番、2番につきまして16番が説明いたします。申請人は専業農家ですが、2年前の地震によりまして農家住宅・農業用倉庫とも全壊になりました。また周りの地盤も壊滅状態で同じ場所に建てられないということで、農地を転用し、新しく建てたいとのことです。申請地は■■■■■■■■■■で周りに■■■■や■■■■も建っています。計画実施においては給排水計画も協議調整され、また周りの土地所有者の同意もとれており問題ないと思われまますのでご審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第2号、3番について19番がご説明申し上げます。申請場所は■■■■■■■■■■から西へ■■■■mほどの位置にあり、申請人の自宅の北側に位置しております。申請人は地震の被害にあわれ、申請場所の耕作がなかなかやりづらひとおっしゃっており、転用して太陽光発電設備を設置したいとおっしゃっております。場所は2種農地で給排水等も問題ございませんのでご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では採決に移ります。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>10番</p>	<p>続きまして議案第3号経営基盤強化促進法の許可申請について1番から19番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>別添議案書を基に朗読 以上新規案件19件、再設定1件、ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>地元委員の説明に移りますが、1番から3番につきまして議席■■■■委員の案件になっております。先ほども申しましたとおり第10条の規定により■■■■委員の退室をお願いします。</p> <p>では地元委員の説明をお願いします・</p> <p>議案第3号1番2番3番につきまして、10番が説明致します。1番、2番につきましては譲受人、譲渡人、申請土地の状況は記載のとおりです。昨年2人ともご主人を亡くされておりました、今から先農業経営が困難ということで、譲受人は親戚関係になり</p>

ます。それで賃借権設定5年の申請がされております。
3番につきましては、今まで耕作されていた方から解約の申し出がありまして、新たに譲受人が代わり賃借権設定10年の申請がなされております。譲受人におきましては認定農家でもあり、農業公社を利用した作業受託・規模拡大を行っておられます優秀な農家でありますのでなんら問題はないと思います。1番2番3番につきましてご審議方よろしくお願ひいたします。

会長 地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。

(異議なし)

会長 では採決に移ります。議案第3号1番から3番の経営基盤強化促進法の許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員賛成と認め、議案第3号1番から3番は原案どおり可決します。
つづきまして4番に移りますが、この案件につきましては議席番号■■■■委員の案件でございますので4番審議終了まで退席をお願いします。
それでは4番の案件について地元委員の説明をお願いします。

17番 議案第3号4番について17番がご説明いたします。譲渡人、譲受人ならびに申請地は議案書記載のとおりです。譲渡人と譲受人との間で合意がなされ、10年間の小作契約を申請されております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

会長 地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。

(異議なし)

会長 では議案第3号4番の経営基盤強化促進法の許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員賛成と認め、議案第3号4番は原案どおり可決します。
5番につきましては、議席番号■■■■委員の案件ですので、退席をお願いします。
それでは5番について地元委員の説明をお願いします。

14番 5番について14番が説明致します。譲受人、譲渡人記載のとおりでございます。賃借権設定5年の申請です。ご審議よろしくお願ひいたします。

会長 地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。

(異議なし)

会長	<p>では議案第3号5番の経営基盤強化促進法の許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします</p> <p>(全員挙手)</p>
会長	<p>全員賛成と認め、議案第3号5番は原案どおり可決します。</p> <p>では、6番から19番までの新規案件について地元委員の説明をお願いします。</p>
8番	<p>6番7番について8番が説明致します。譲渡人は高齢で耕作ができないために、地元の方をお願いしたところ受けてもらえ賃借権5年ということで申請があがっております。</p> <p>7番について、譲受人の方は地元でミニトマトを栽培されておりその近くに賃借権設定10年ということで申請されております。審議の程よろしくをお願いします。</p>
6番	<p>8番9番10番につきまして、6番が説明申し上げます。議案書のとおり8番9番10番につきましては譲渡人は同じ方でございます。お父様が亡くなられ相続を受けられましたが、南阿蘇に居住はしておらず耕作もできないということで、その土地が隣接している3名の方に貸し付けたいということでございます。譲受人の方は認定農業者の方ですので問題はないと思われまます。使用賃借権10年となっております。ご審議よろしくをお願いします。</p>
11番	<p>11番12番13番について11番が説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。11番については譲渡人が高齢のため賃借権設定5年を申請したいということで、譲受人は大々的に農業をされておりなんら問題はないと思われまます。12番、13番については、ご主人がお亡くなりになられ、耕作することができないということで、賃借権設定5年の申請がされており、なんら問題はないと思われまますのでご審議をお願いします。</p>
12番	<p>14番につきまして12番が説明いたします。譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡人の方が去年の暮れにお亡くなりになられまして、農地の方を管理することが困難ということで譲受人の方が引き受けられるということで賃借権設定10年の契約がなされております。よろしくお願ひいたします。</p>
14番	<p>つづきまして15、16、17、19番の説明を14番がいたします。譲渡人ですが15、16、17、19番とそれぞれに農地を維持していくことが困難ということで、譲渡人の方に農地の貸し借りということで申請がなされております。譲受人については根物野菜を中心にここ10年くらい■■■■地区にこられた新規就農の方です。それぞれ申請が賃借権5年10年で申請がなされておりますが、何も問題はないと思われまますのでご審議よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>18番につきまして事務局よりご説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載のとおりです。これは農地中間管理機構をとおした貸借10年となっております。譲渡人の方からご相談がありまして、機構をとおして認定農業者の近くの方に借受けてもらうという約束ができておりますので今回の申請となりました。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>

<p>会長</p> <p>10番</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>会長</p>	<p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>ちょっといいですか。8番9番の案件ですけど、賃借料はなしということになっていますが、間違いはないのですか。</p> <p>使用貸借権になっていますので、賃借料も物納もなしで無償で作っていただくということになっています。あとはお互いの話し合いになります。</p> <p>他にありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>では採決に移ります。議案第3号6番から19番の経営基盤強化促進法の許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め議案第3号6番から19番は原案どおり可決します。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>以上で議案の審議は終了いたしました。3月の総会の日程を決めたいと思いますが、3月10日が土曜日になっておりますので、9日か12日どちらかで開催したいと思いますがいかがですか？</p> <p>では3月9日でよろしくをお願いします。</p> <p>3月の総会も会場は久木野庁舎になります。</p> <p>その他委員さんから何かございませんか。なければ事務局からの事務連絡をお願いします。</p> <p>2月23日(金)の研修会について。役場新庁舎12時集合出発。 農業委員会慶弔規程について説明。内容について承諾。 (協議内容については省略)</p> <p>それでは以上をもって第8回南阿蘇村農業委員会総会を終了いたします。</p>

議事録署名者

16番 藤原 政信

17番 長野 美千代